

請願第1号

破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願

請願趣旨

2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。加えて、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは、破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電したり、火災が起きたりする恐れがある。また火災時の消火については通常より距離をおくなど感電に気を付けなければならない。また、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合があり、土壤や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こす恐れがある。

宇都市の水源である小野湖の周りには、太陽光パネルが多数存在する。

令和6年1月1日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し町道を塞いだ。同県珠洲市ではスーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと倒壊し長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかった。

破損した太陽光パネルの取り扱いについては、経産省や環境省等が製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、一般国民には、その危険性について十分に周知されているとはいがたい。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。

水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策について、より一層、市民に周知すべきであり、このことが市民の生命を守ることにつながる。

請願事項

よって、市におかれては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、市民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望する。

令和6年5月31日

宇都市議会議長 山下 節子 様

住所

氏名

紹介議員 三好 保雄

議案第62号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

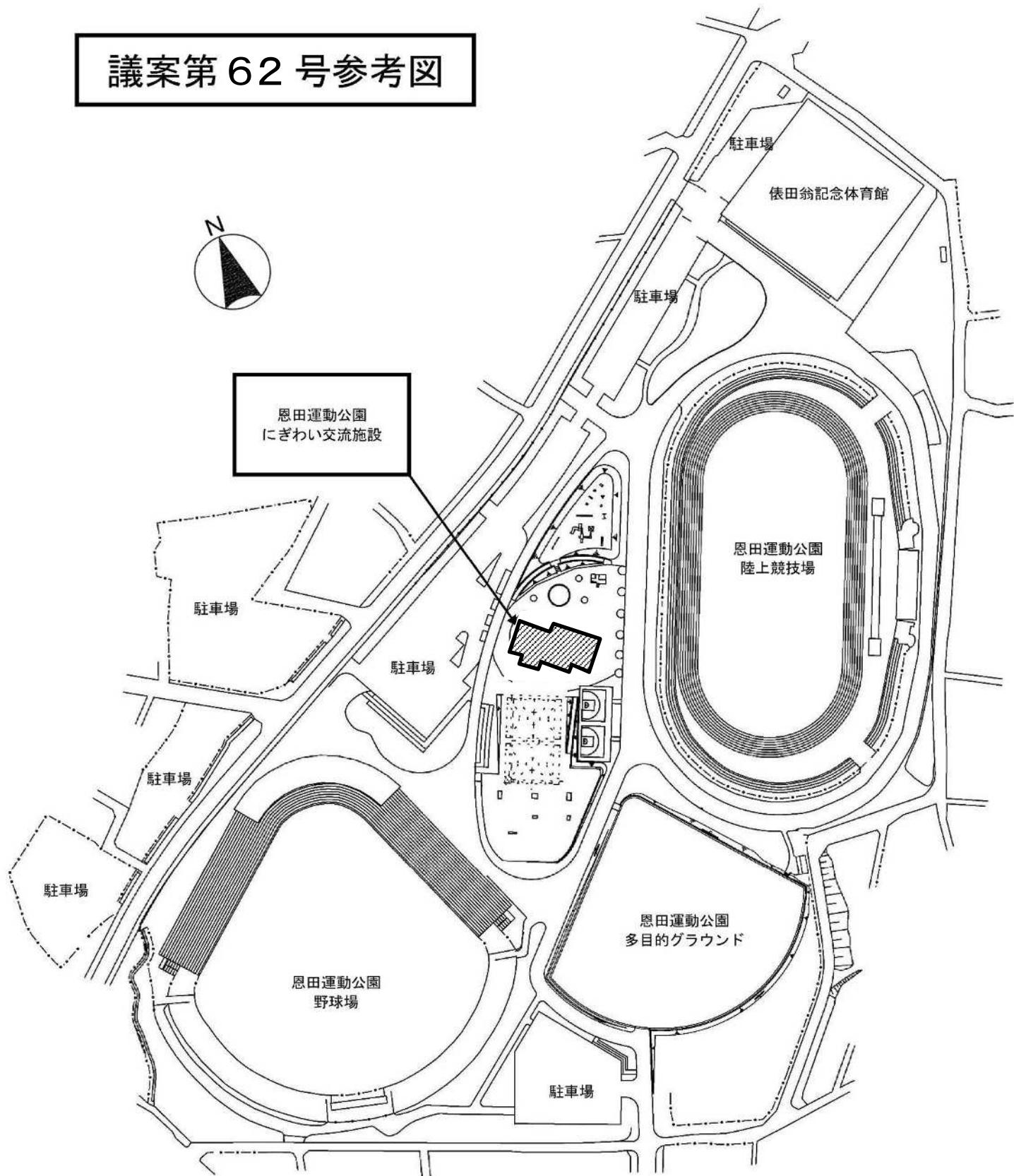
令和6年6月7日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

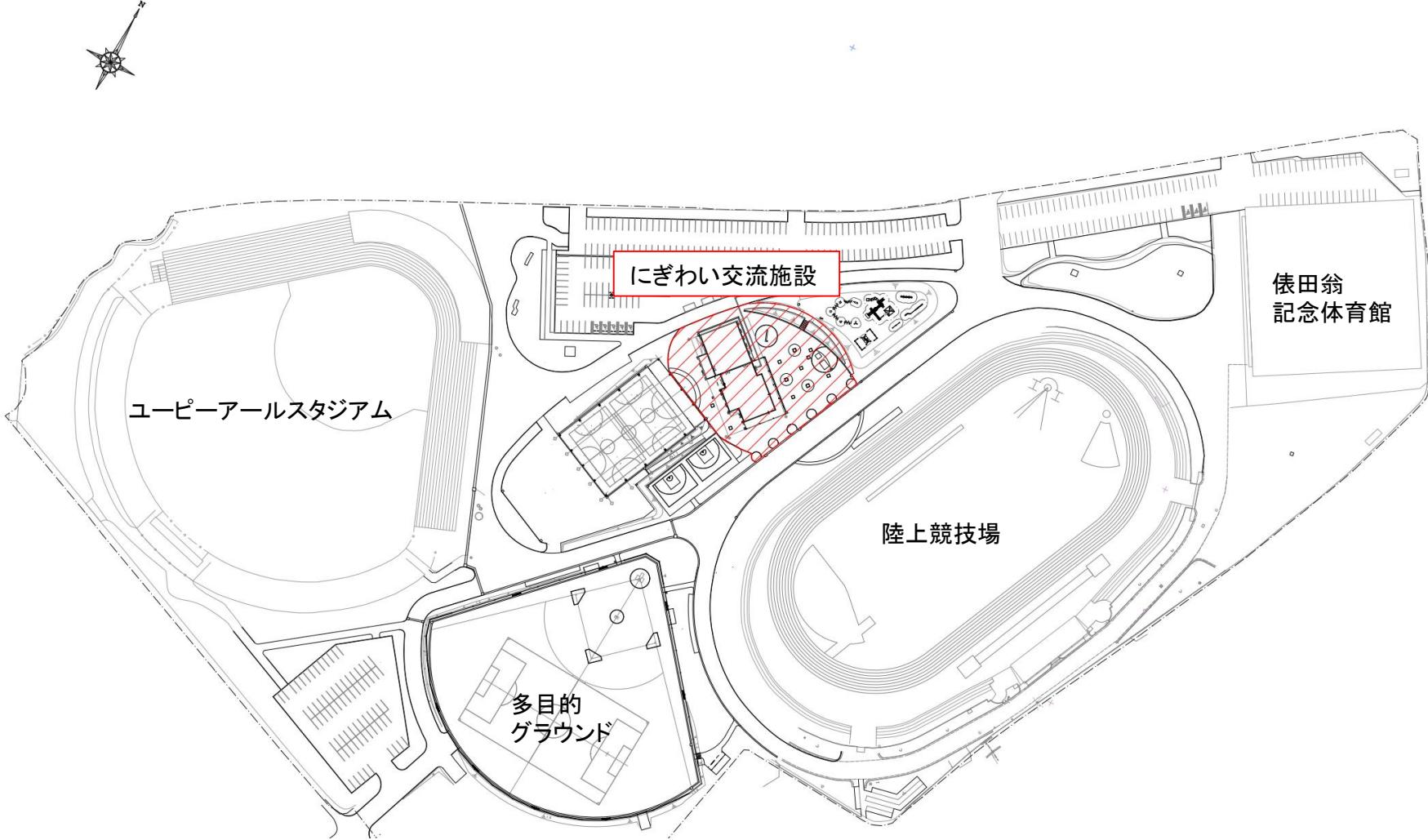
- 1 工事名 恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事
- 2 工事場所 宇部市恩田町四丁目地内
- 3 請負金額 一金 377,736,700円也
(うち消費税額及び地方消費税額 34,339,700円)
- 4 契約の方法 隨意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 工事の概要 (1) 建築工事 一式
軽量鉄骨造平屋建で
延べ面積 732.49m²
(2) 園路広場整備工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水野明人

議案第 62 号参考図



凡 例	
	工事箇所

配 置 図
S= 1 : 2,500

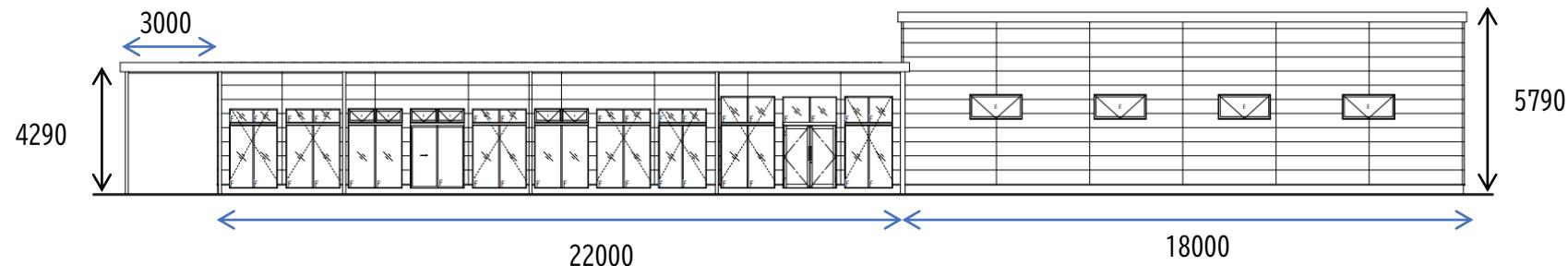


にぎわい交流施設 工事概要

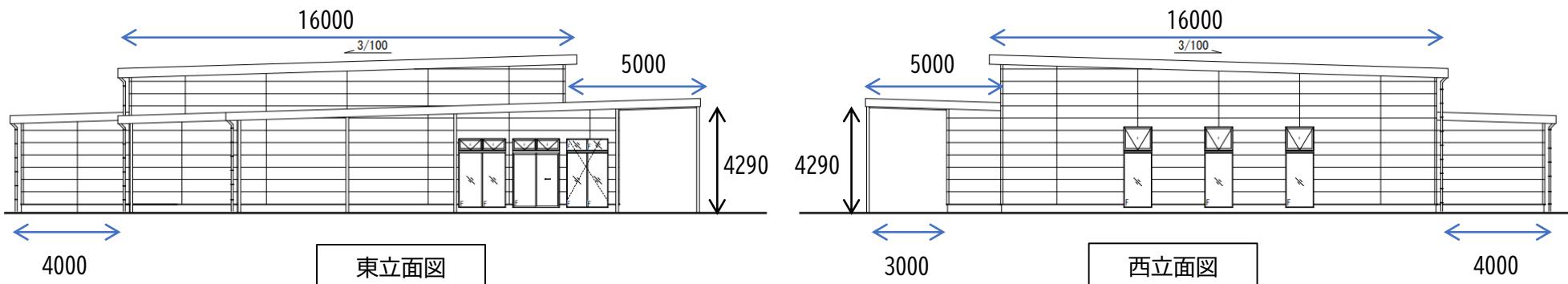
建築工事一式 軽量鉄骨造平屋建て 延べ床面積: 732.49m²

園路広場整備工事 一式

議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事

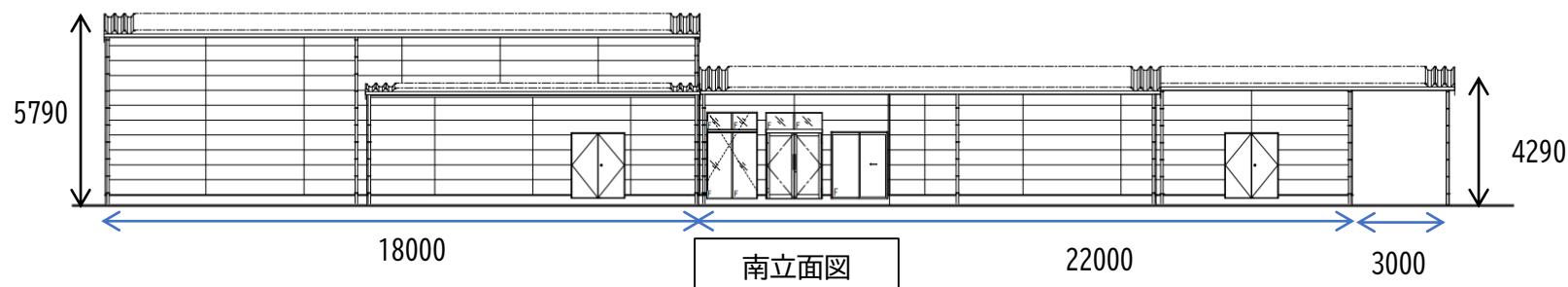


北立面図



東立面図

西立面図



南立面図

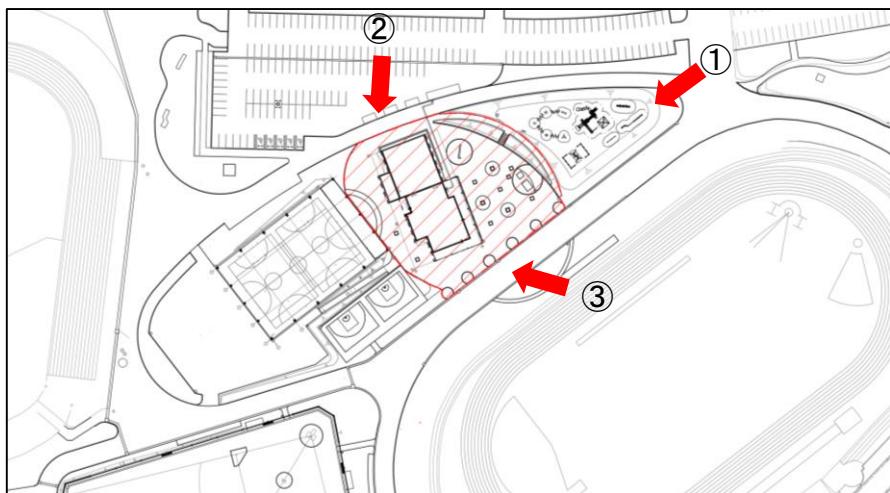
議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



① 建物全体

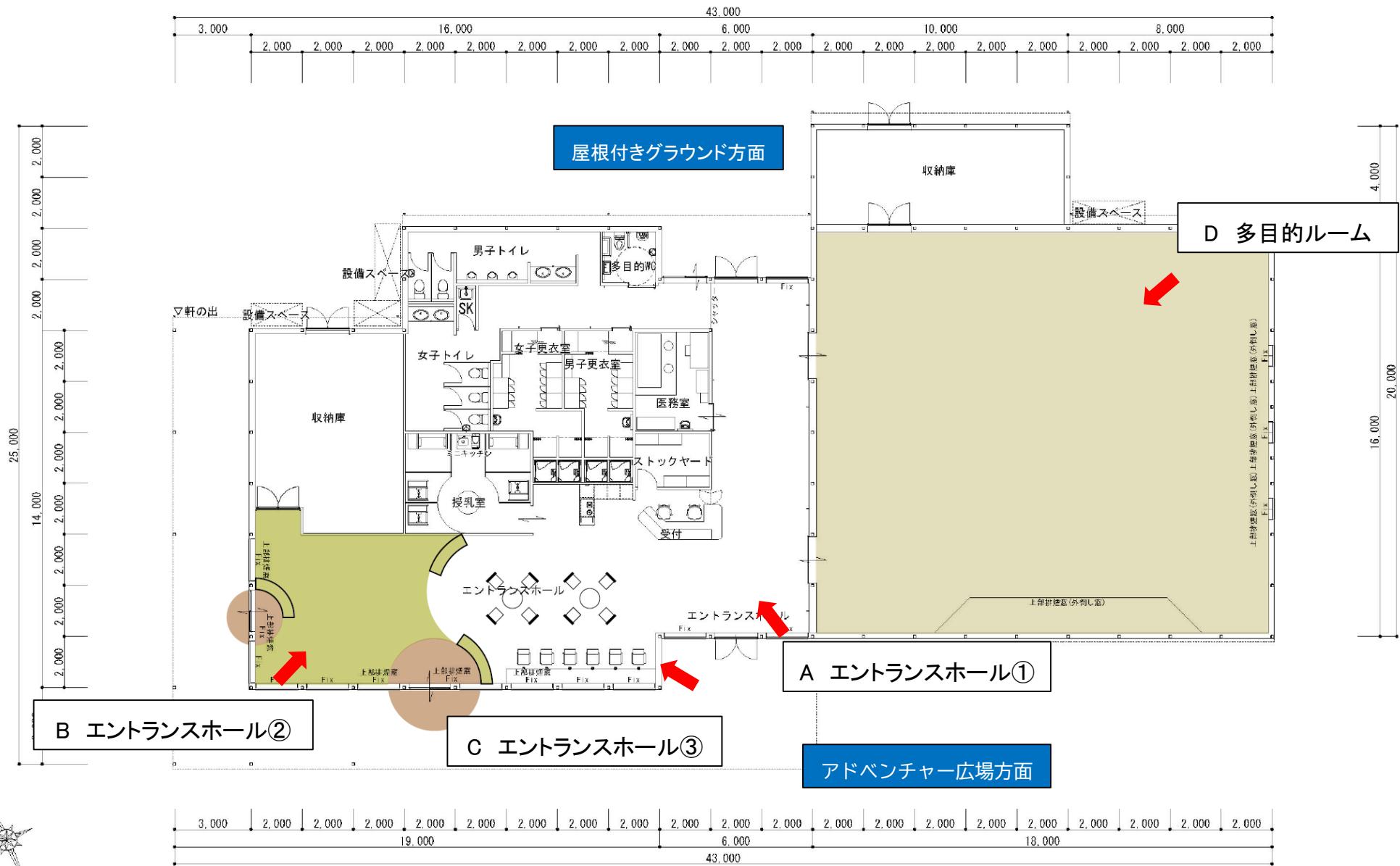


② 北側駐車場より



③陸上競技場側より

議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



A エントランスホール①



B エントランスホール②



C エントランスホール③



D 多目的ルーム

議案第 63 号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令平 18 市町第 1192 号）を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 63 号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 説明資料

1 議案の趣旨

- (1) 広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体（今回の議案においては、山口県後期高齢者医療広域連合を構成する 19 市町）の協議が必要であること。（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項）
- (2) 上記(1)の協議に先立ち、関係地方公共団体（19 市町）の議会の議決が必要であること。（地方自治法第 291 条の 11）

2 改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）が次のとおり一部改正されたことに伴い、関係市町が行うこととされている事務（別表第 1）を改正する必要が生じた。

- (1) 個人番号カードと被保険者証の一体化（以下「マイナ保険証」という。）により、現行の被保険者証及び資格証明書が廃止されることとなったこと。
- (2) マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない被保険者は、マイナ保険証に代わるものとして「資格確認書」の交付を受けることができるとされたこと。
- (3) 被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」の交付を受けることができるとされたこと。

山口県後期高齢者医療広域連合規約 別表第 1

新	旧
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等の引渡し</u>	2 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>
3 <u>資格確認書等の返還の受付</u>	3 <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

3 施行日

令和 6 年 12 月 2 日（改正法の施行日と同日）